

クリーンエネルギー合同会社「(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業 計画  
段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年10月26日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、クリーンエネルギー合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：福島県会津若松市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大20,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月 3日
環境大臣意見受理	令和2年10月 5日
経済産業大臣意見	令和2年10月26日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

クリーンエナジー合同会社「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業 計画段階  
環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は現時点において、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置

を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリ、サシバ等の渡りの経路、カモ・ハクチョウ類の集結地となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダーサワグルミ群集、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林等の植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。